

西福第380号
令和3年7月19日

各位

西区福祉保健課長

令和3年12月1日付民生委員・児童委員の推薦について（依頼）

盛夏の候 ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、西区社会福祉行政に御理解、御協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年12月1日付で民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選を行い、その後欠員補充を実施してまいりましたが、その際に候補者のなかった地域では欠員状態となっております。

つきましては、民生委員・児童委員の欠員補充を行うため、推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いいたします。

1 送付書類

民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動について

※「資格・要件について」欄に民生委員・児童委員の資格要件が記載してありますので、ご確認ください。

※推薦関係の書類については、必要な場合に別途送付します。

2 任期について

令和3年12月1日から令和4年11月30日まで

3 その他

各自治会町内会長へお電話にて御状況を伺わせていただきます。お忙しいところ恐縮ですが、御協力のほどよろしくお願いいたします。

担当:西区福祉保健課

角田、森山

電話:045(320)8436

FAX:045(324)3703

民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動について

【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

- 民生委員は、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。
- 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。
- 主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当する民生委員・児童委員です。
- 横浜市では民生委員・児童委員は 200 から 440 世帯に 1 人、主任児童委員は地区民生委員児童委員協議会ごとに 2 人（地区の民生委員・児童委員の定数が 40 人以上の場合は 3 人）としています。
- 現在は、横浜市全体で約 4,500 人の方が民生委員・児童委員（約 4,000 人）、主任児童委員（約 500 人）として委嘱され、活動しています。

【民生委員・児童委員の身分等】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していませんが、活動に必要な交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。

【民生委員・児童委員の役割】

- 民生委員・児童委員は、社会福祉の精神をもって、常に地域住民の立場に立って相談に応じて、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努めるものとされています。
- 日常的な見守りや訪問活動を通じて、支援が必要な方の状況を把握します。
- 介護や子育て、日常生活の困りごとなど、地域住民の方の相談に応じ、必要な助言を行います。
- 援助を必要とする方が福祉サービスや制度を適切に利用するために必要な情報を提供します。
- 必要に応じて行政や関係機関などとのパイプ役になります。

【民生委員・児童委員の活動】

- 地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、相談を受けます。
- 福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に提供します。
- 住民が福祉サービスを必要とした場合、区福祉保健センターや地域ケアプラザ等に連絡し、必要な支援を行います。
- 担当地区内の住民の実態や住民福祉ニーズを把握し、適切なサービスの提供が図られるよう支援します。
- 住民の求める生活支援活動を行い、支援の体制を作っていきます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について関係機関などに意見を提起します。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して、児童福祉に関する機関（学校、児童相談所、区役所等）との連絡調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。

【守秘義務】

- 民生委員・児童委員は、民生委員法で守秘義務が課せられています。
- 個別の相談等を通じて知り得た個人の秘密は、民生委員・児童委員を辞めた後も守る必要があります。

【地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）】

- 概ね連合町内会の区域を単位として、当該地区の全民生委員・児童委員を構成員とする地区民生委員児童委員協議会が組織され、関係機関等との連絡・調整、情報交換、日頃の活動や地域の福祉課題の検討などを行っています。

資格・要件について

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件		
①適任者	横浜市会の議員の選挙権を有する20歳以上の方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。 <ul style="list-style-type: none">・福祉の仕事に理解と熱意があり、民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができる方・人格識見ともに高く、円満な常識を持ち、健康である方・担当する地域に居住し、住民の信頼があり、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の誰もが気軽に相談に行けるような方・民生委員・児童委員（主任児童委員）の職務を遂行する際に、個人情報の取扱いについて、十分配慮し適正な管理ができる方	
②年齢要件 (基準日:委嘱日の属する年度の4月1日現在)	◆新任 原則68歳まで 候補者の選出が困難な場合、 74歳まで	◆新任 原則54歳まで 候補者の選出が困難な場合、 58歳まで
③居住要件	◆再任・元職 74歳まで	◆再任・元職 原則60歳まで 候補者の選出が困難な場合、 64歳まで
	原則、担当地域内に居住する方	
2. 任期	3年（現在の任期は令和4年11月30日）	

横浜市のホームページで民生委員の情報、委嘱状況などを公開しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/minsei/>